

仙台市地域公共交通会議の書面開催に関する要綱改正案について

1. 経緯および必要性について

- ① 本市の地域公共交通会議においては、平成26年1月、平成28年1月、平成28年12月、平成31年2月の計4回、書面開催を行いました。これらは申請期限までの会議開催が困難であるという時間的な制約のため、運輸局への事前確認のもと、内容に関わらず書面開催により実施したものです。
- ② 「平成30年12月28日付国自旅第212号 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」のなかで、地域公共交通会議において協議が調った事項に係る軽微な変更や設定している運賃に変更のない停留所の変更等は、書面による協議を行うことができるとなっており、地域公共交通会議が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい、とされています。
また、一度地域公共交通会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて地域公共交通会議への報告を行う、とされています。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一つとして、対面形式会議に代えて書面会議を行うことは有効であり、これにより、対面形式会議の回数を減らすことは、委員の皆様の負担軽減にもつながるものと考えます。

2. 運用（案）について

- ・他都市事例を参考にし、下表のとおり運用案を作成しました。

表1 書面開催運用案

項目	内容	書面開催	会議開催
ダイヤ	変更	○	
運行回数	増便（変更前から4割以下の増便）	○	
	大幅な増便（変更前から4割超の増便）		○
	減便		○
停留所	新設・移設・名称変更	○	
	廃止		○
運賃	現行の事業計画から変更がある場合		○
ルート	変更・延長・短縮を含む場合		○

- ・運行回数の「大幅」とする割合については、下表の事例から想定したものです。
- ・利用方法が大幅に変更となる、または利用者の利便性低下が見込まれる場合は会議開催として設定しました。
- ・変更する項目が複数あり、そのうち一つでも会議開催となる場合は、書面開催とすることはできません。
- ・緊急の必要がある場合や、やむを得ない事情があるときは書面開催が可能です。

表2 運行便数増加割合と開催形式の比較

現行便数（日あたり）	変更便数（日あたり）	増加割合	会議／書面
4便	5便	1.25倍	書面
	6便	1.50倍	会議
6便	8便	1.33倍	書面
	9便	1.50倍	会議
	10便	1.67倍	会議